

インボイス(適格請求書)対応について

- 本年10月よりインボイス制度が始まり、各協会へ多くのお問い合わせをいただいておりますので、その対応についてお知らせします。
- 太田協会は消費税の免税事業者(課税売上高1,000万円以下)ではないため、登録番号を取得しております。館林協会と大泉協会は免税事業者に該当しており、登録番号を取得していません。
- 従いまして、太田協会はインボイスを発行することが可能ですが、館林協会と大泉協会はインボイスを発行することはできません。
- 以下、想定される場合に分けて、ご案内します。

【受講料を現金で納入された場合】

- 太田協会の窓口で受講料を現金で納入された場合は、インボイスの要件を満たす領収証(※)(以下「インボイス対応領収証」と記します。)を手交します。
- 館林協会と大泉協会の窓口で、太田協会が実施する講習の受講料を現金で納入された場合は、講習の実施者である太田協会のインボイス対応領収証をそれぞれの協会の窓口で手交します。

【受講料を銀行振り込みで納入された場合】

- 銀行振り込みにより、受講料を太田協会の銀行口座へ納入された場合は、講習日の初日にインボイス対応領収証を受講生(複数の受講生がいる場合は、最も受講番号が小さな受講生)に手交します。インボイス対応領収証の発行希望の有無にかかわらず、銀行振り込みをされた全ての事業所に対して交付します。なお、この取り扱いは本年11月以降に開催される講習から開始いたします。
- 講習日前に請求書が欲しい事業所は、太田協会のホームページのトップページにある「お問い合わせ」をクリックしていただき、所定のフォームにご入力の上、「お問い合わせ内容」欄に講習名と請求書が欲しい旨を書き込んでください。後日、入力されたメールアドレス宛にPDFファイルの請求書を送信いたします。
- 館林協会と大泉協会では、原則として、銀行振り込みによる受講料の納入受付を行っていません。

【物品販売の代金を納入された場合】

- 太田協会では各種テキストや安全週間等の物品をご購入され、現金納入をされた場合は、窓口でインボイス対応領収証を手交します。銀行振り込みの場合は受講料と同様の方法でお知らせいただいたメールアドレスへ請求書を送信いたします。
- 館林協会及び大泉協会が主催する講習や物品販売についての取り扱いにつきましては、それぞれの協会にお問い合わせ願います。

【各協会の年会費】

- 年会費につきましては対価性がなく不課税となりますので、インボイスの問題はありません。
- ご不明な点は、各協会までお問い合わせください。

※ インボイスの要件を満たす領収証(インボイス対応領収証)

仕入税額控除を受けるため適格請求書として発行する領収証のこと。登録番号、適用税率、税率ごとに区分した消費税額等が記載されている。